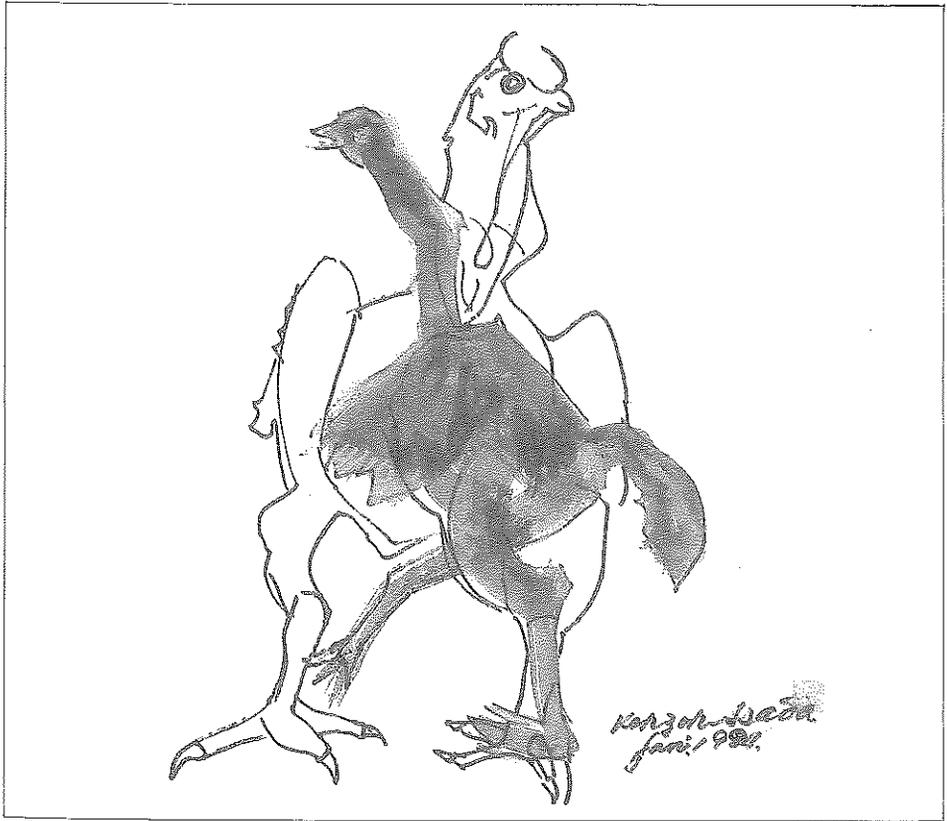


# 行政ほっかいどう

1993.3



「軍鶏(しゃも)の斗い(琴似・八軒近郊)」 札幌支部(西区) 朝田廣三会員

## 目次

行政文書の用紙規格のA判化に係る実施方針 について..... 2	宅地建物取引業法施行令の一部を改正する政 令について..... 6
<業務資料>	札幌支部で市民フォーラム開催..... 7
農業協同組合法の一部を改正する法律につい て..... 4	<お知らせ>
行政手続法案を提出へ..... 4	北海道行政書士会会則施行規程の一部改正に ついて..... 8
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置 規則及び登記事務委任規則の一部を改正する 省令について..... 6	平成4年度行政書士試験結果..... 9
	本会の主要行事・支部のうごき..... 11
	平成3年年計報告の分析結果..... 13

# 北海道行政書士会

# 行政文書の用紙規格のA判化に係る 実施方針について

平成4年11月30日  
各省庁事務連絡会議申合せ

行政文書の用紙規格については、臨時行政改革推進審議会の「国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する第3次答申（平成4年6月19日）」において、特別の事情のあるものを除き、できるだけ速やかにA判系列へ統一する旨の提言が行われており、また、平成4年6月30日付け閣議決定「臨時行政改革推進審議会の『国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する第3次答申』に関する対処方針について」において、答申の基本方向に沿って所要の改革方策の調整、立案を進め、実施に移すこととされている。

このため、行政文書の用紙規格については、下記によりA判化を推進するものとする。

## 記

### 1 基本的な考え方

行政文書の用紙規格については、文書管理事務の効率化、民間負担の軽減等に資するため、特別の事情のあるものを除き、平成5年4月以降できるだけ速やかにA判に統一する。その場合、原則としてA4判に統一するが、A4判により難しいものについては、できるだけA5判又はA6判にするものとする。

### 2 実施範囲

A判化を実施する行政文書の範囲は、当面「特別の事情のあるもの」を除いたものとする。

また、「特別の事情のあるもの」のうち、「当面A判化することが困難なもの」については、引き続きA判化に向けての検討・調整等に努め、逐次、A判化を推進するものとする。

なお、「行政文書」とは、国の行政機関が作成し、若しくは作成に関与する文書又は国の行政機関が保有しているすべての文書をいう。

#### (1) 特別の事情のあるもの

「特別の事情のあるもの」については、次のとおり、「A判化することが不可能又は不適切なもの」と「当面A判化することが困難なもの」とに区分するものとする。

ア A判化することが不可能又は不適切なもの

「A判化することが不可能又は不適切なもの」とは、行政文書に関する国の行政機関における作成へのかかわり方、利用方法等からみて、A判化することが不可能又は不適切なものをいう。

① 国の行政機関が当該行政文書の作成にかかわらないもの

- 例 ◇ 一般の出版物等
- ◇ 国民等からの陳情書

② 特定の利用方法、用紙規格が求められるもの

- 例 ◇ 地図、図面、写真等
- ◇ 表彰状、免許状等
- ◇ 許可証、身分証明書、ポケットサイズの要覧等
- ◇ 伝票、カード等

イ 当面、A判化することが困難なもの

「当面A判化することが困難なもの」とは、A判化するためには多大の費用、労力を要するか、又は、関係機関との調整に相当の期間を要する等のため、当面A判化することが困難なものをいう。

- 例 ◇ 既にコンピュータ処理されており、その様式等の変更には多大の費用、労力を要するもの
- ◇ 加除式の台帳、法令集等で、様式等の中途変更が当該資料の利用、管理に多大の支障を及ぼすもの
- ◇ 国会、裁判所等の国の行政機関以

外の機関の定める様式により提出するもの

- ◇ その他、大幅な制度の改正を要し、その調整等に相当の期間を要するもの

- (2) A判化するが、A4判により難しいもので、できるだけA5判又はA6判とするもの

「A判化するが、A4判により難しいもので、できるだけA5判又はA6判とするもの」とは、郵送に直接用いる文書、携帯用等の次の例で示すような特定の行政文書とする。

- ① はがきサイズの通知書等
- ② ハンディサイズの刊行物等

### 3 実施時期

各省庁は、特別の事情のない行政文書について、平成5年4月からA判化を実施し、できるだけ速やかにA判化を完了するものとする。また、特別の事情のある行政文書のうち「当面A判化することが困難なもの」については、早期に条件整備を行い、あるいは行政機関以外の定める様式についての条件整備をまって、逐次、実施に移行するものとする。

なお、各省庁はA判化を計画的に実施するため、4(1)の実施計画を策定し、各行政文書ごとにA判化の実施時期を具体的に定めるものとする。

### 4 実施計画の策定及び推進体制の整備

#### (1) 実施計画の策定

各省庁は、A判化する行政文書名及びその時期を明示した行政文書の用紙規格のA判化実施計画（以下、「実施計画」という。）を別紙様式1により策定し、毎年その見直しを行うものとする。また、策定又は見直しを行った実施計画及び別紙様式2により作成した行政文書の用紙規格のA判化の実施状況について、毎年2月末までに総務庁行政管理局に提出する。その際、総務庁行政管理局は、実施計画について、政府全体としてA判化が円滑に推進されるよう、各省庁と連絡調整を図るものとする。

なお、実施計画は、政府全体としてA判化

が統一的に推進されるよう、原則として、次の努力目標を踏まえて策定するものとする。

- ① 会議資料、部内配付資料は、平成5年4月から実施する。また、起案様式等は、可能なかぎり、平成5年度からの実施に努めるものとする。
- ② 特別の事情のない行政文書については、用紙規格の混在期間をできるだけ短くする観点から、平成5年4月からおおむね3年以内にA判化を完了するよう努めるものとする。

また、政省令等の改正を伴うものは、遅くとも平成7年度末までに改正を終了するとともに、関係者に対して周知するよう努めるものとする。

#### (2) 推進体制の整備

各省庁は、行政文書の用紙規格のA判化を円滑に進めるため、各部局の担当者で構成するA判化推進委員会を設置する等、A判化の推進体制を整備するとともに、当該推進委員会等において以下の事項を検討又は実施することにより、A判化を推進するものとする。

- ① 実施計画の策定及びA判化に係る周知、広報
- ② A判化の実施状況についての評価
- ③ A判化と整合性をとって実施すべき文書管理改善活動及び同活動に係る研修の内容
- ④ その他A判化の推進に必要な事項

### 5 その他

- (1) 各省庁は、行政文書の用紙規格のA判化の推進に当たっては、例えば、ワンベスト、レスペーパー、両面コピー運動等による文書の簡素・平明化、減量化、ファイリングシステムの導入等の文書管理の改善活動と整合性をとりつつ行うものとする。
- (2) 各省庁は、A判化に当たり、用紙の用い方及び書き方について、原則として、縦長にして用い、横書きを推進するよう努めるものとする。

## 農業協同組合法の一部を改正する法律について

…企 画 部…

### 1 事業内容の充実

- ① 高齢者福祉対策の充実（法第10条第1項）  
 (新)・農協事業に「老人の福祉に関する施設」を追加。員外利用は組合員利用の100分の100まで可能。

[市町村が老人福祉法に基づいて実施する在宅福祉サービスを中心とする事業を農協が受託して行うことができるよう法律に明記した。]

- ② 連合会の受託農業経営の実施

(法第10条第2項)

- (新)・農協だけに限られていた受託農業経営の事業能力を連合会（経済連）にも認める。

[農地法上の措置がされていないため、

水稻等の農地の権利移動を伴うものは認められず、連合会の施設を利用して行うものに限られる。]

- ③ 信用事業の貸出規制の緩和

(法第10条第21、22項)

- ・指定農協は、特定の信連と同様、貯金総額の100分の15まで員外貸出を行うことができる。

[行政庁は、貸付体制が整備されている等の条件を満たす農協を上記の員外貸出を行うことができるものとして、主務大臣の意見を聴いて指定する。]

### 2 経営体制の整備

- ① 学識経験者等の理事登用

(法第30条第10項)

## 行政手続法案を提出へ

■ 1月9日 読売新聞から■

### 通常国会 行政指導など法制化

総務庁は、行政処分や行政指導などを行う際の手続きを定めた行政手続法案を、22日召集予定の次期通常国会に提出する。お役所の通達や行政指導のあり方などを巡って、とかく「手続きがあいまいで、不公正、不透明な面も見られる」といった内外の批判にこたえようというもので、初めての法制化となる。

行政手続法の制定は、昭和39年に第1次臨調が提言に盛り込むなど、30年来の懸案。今回は、海部首相（当時）の諮問を受けた第3次行革審が平成3年12月、宮沢首相に「公正・透明な行政手続法の整備」の必要性を答申、総務庁で法案化作業に入っていた。

この法案は、「日本の行政の在り方に、根本で大きな変革を迫るもの」（塩野宏・成蹊

大教授）で、①許認可手続きの透明性②不利益処分の際、相手方の意見を十分に聞く③行政指導の明確性——の3つの柱からなる。

特に、許認可手続きの際、省庁などに審査基準を明らかにすることや、これまで口頭が一般的だった行政指導の際には、書面で指導するよう求めている。ただ、政府部内には、「かえって事務手続きが煩雑になる」「硬直的になる」との意見も強い。

このため、例えば駐車違反など警察官が現場で行う行為の手続きについては、「合理的な理由があるもの」として、同法の適用から除外することなどは既に決まっている。

- ・員外理事の枠を理事定数の4分の1から3分の1に拡大する。
  - ② 理事会の権限と義務（法第32条）
    - （新）・理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。
      - ＜規約で規定していた理事会の設置を法律で規定した。＞
  - ③ 組合に対する理事の責任（法第33条第4項）
    - （新）・理事会の法定化に伴い、組合に対する理事の責任の範囲を明確化。
      - ＜理事の組合に対する損害賠償に係る連帯責任に、商法の規定を準用し、例外措置を認める。＞
  - ④ 理事と組合の契約（法第34条）
    - （新）・理事は、理事会の承認を受けて組合と契約できる。
      - ＜従来は監事が組合を代表して理事と契約＞
  - ⑤ 理事の兼任禁止の解除（法第37条）
    - （新）・職員と理事の兼職を認める。
      - ＜監事は従来どおり理事・職員と兼職禁止＞
  - ⑥ 役員の変更請求手続きの整備（法第38条）
    - ・組合員（准組合員を除く。）は総組合員（准組合員を除く。）の5分の1以上の連署により、その代表者から役員の変更を請求できる。
      - ＜請求手続きを法律に明記した。＞
    - （新）・組合員から改選の請求があったとき、理事はこれを総会に付議する。総会で出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員はその時に職を失う。
  - ⑦ 役員に関する規定の整備（法第39条）
    - （新）・監査機能の強化
      - [監事に対し、商法に定める監査役同様、組合の業務及び財産の状況の監査・調査権、理事の報告義務、法令違反等の行為の差止請求権、理事会出席権・招集請求権等を認める。]
    - （新）・理事の責任に対する組合員の請求権
      - [組合員に対し、組合に理事の責任を追及する訴えを提起するよう請求すること及び理事が法令定款に違反する行為を行いこれにより組合に回復できない損害を発生させるおそれがある場合その理事の行為の差止を請求することを認める。]
    - （新）・代表理事の法定化
      - ＜定款で規定していた代表理事を法律で規定した。＞
- 3 農協の組織整備  
 （法第44条、46条、50条の2、50条の3）
- （新）・組合事業の全部譲渡、信用・共済事業の全部・一部譲渡及び共済契約の包括移転を総会で議決することを認める。（単協↔連合会、単協↔単協、連合会↔連合会）
    - [全部譲渡、共済契約の包括移転については総会の特別決議を要する。経済事業については、任意の譲渡契約で譲渡が可能で総会議決は不要。]
  - （新）・信用事業・共済事業の譲渡等について債権債務承継を円滑に処理するための特例を規定。
    - [債権譲渡について民法に定める貯金者、貸付者、共済契約者の承諾に代え、事業等の譲渡の公告を行う。]
- 4 農事組合法人の活性化  
 （法第72条の8、72条の9、72条の16）
- ・法人の設立・存続のための組合員数要件5人を3人に緩和
  - ・農作業常時従事者のうち組合員等以外の者の割合の上限を2分の1から3分の2に緩和
  - （新）・共同利用施設について、組合員利用の5分の1までの員外利用を認める。

（以下省略）行政書士としては、特に、員外理事の拡大、職員と理事の兼職、代表理事の法定化、農事組合法人の設立要件の緩和等について、別途理解を深めて置かれるようにして下さい。

## 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令(法務6)について

法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)第八条第五項、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第九条及び商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第二条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成五年三月一日

法務大臣 後藤田正晴

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

**第一条** 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(昭和二十四年法務府令第十二号)の一部を次のように改正する。

別表札幌法務局の部苫小牧支局の款同支局の項中「追分町」を「追分町 鶴川町 穂別町」に改め、同支局の款中鶴川出張所の項を削り、同法務局の部倶知安支局の款同支局の項中「虻

田郡の内 倶知安町 京極町 ニセコ町」を 「虻田郡の内 倶知安町 磯谷郡

京極町 ニセコ町 喜茂別町 留寿都村 真狩村」に改め、同支局の款中留寿都出張所及び蘭越出張所の項を削る。

別表函館地方法務局の部寿都支局の款同支局の項中「寿都郡の内 寿都町」を「寿都郡」に改め、同支局の款中黒松内出張所の項を削る。

**第二条** 登記事務委任規則(昭和二十四年法務府令第十三号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二項を削る。

### 附 則

この省令は、平成五年三月十五日から施行する。ただし、第一条中別表札幌法務局の部苫小牧支局の款同支局の項及び同支局の款鶴川出張所の項の改正規定は同月二十二日から、別表函館地方法務局の部の改正規定は同月二十九日から施行する。

## 宅地建物取引業法施行令の一部を改正する政令について

宅地建物取引業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成五年一月五日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

### 政令第二号

宅地建物取引業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第十六条の十九第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の三中「五千円」を「七千円」に改める。

### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。

建設大臣 中村喜四郎  
内閣総理大臣 宮澤 喜一



## お知らせ

# 北海道行政書士会会則施行規程の一部改正（役員 の選任方法及び事務局の土曜日休日）について

事務局の土曜日休日については、平成5年1月9日の第3回理事会で、又役員を選任方法は、平成5年3月17日の第4回理事会で、それぞれ審議のうえ承認されましたので、次のとおり会則施行規程の一部を改正、平成5年4月1日から施行することになりました。

### 北海道行政書士会会則施行規程の一部改正

(休日)

第95条 事務局の休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日
  - (2) 年末年始（12月29日より1月3日まで）
- 第95条の2(4週6休制)の条項は削除

### 第8節 役員を選任方法

(役員を選任方法)

第139 会則第14条第2項の規定による役員を選任方法は、選考によるものとする。

付 則

この規程の改正は、平成5年4月1日から施行する。

北海道行政書士会会長 様

雇用 第 467 号  
平成 5 年 1 月 22 日

北海道商工労働観光部雇用保険課長

### 雇用保険の不正受給防止について

雇用保険制度の適正な運営につきましては、日頃から特段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、最近道内各地において暴力団員による不正受給が司法当局の手で摘発され、新聞等で報道されているところではありますが、その他にも偽装雇用、偽装解雇、賃金水増し等の悪質な事例が各地で摘発されている状況にあります。

御存じとは思いますが、平成3年度における北海道の不正受給摘発件数は全国の12.3%を占める1,294件となっており、金額も約2億2,800万円と全国の14.4%を占めております。

不正受給の防止につきましては、毎年11月を「さわやか受給推進月間」と定め全国一斉にキャンペーンを実施し、雇用保険制度の周知や正しい受給についてお願いしているところであり、また、事業所調査も実施しているところでもあります。

しかしながら、誠に残念なことではありますが、摘発された事例の中に一部ではありますが社会保険労務士や労働保険事務組合、行政書士等が関与していたと思われるものも散見されております。

このようなことでは、雇用保険制度に対する不信を招来するばかりでなく、雇用保険制度の適正な運営を阻害することにもなりかねず、深く憂慮されるところであります。

つきましては、昭和55年9月1日以前から貴会の会員となられ雇用保険に係る各種届書を作成されている方々においては、これらの現状を御理解いただき原資料の確認について適正に行われますよう、周知御指導方特段の御配慮をお願い申し上げます。

# お知らせ

## 平成4年度行政書士試験結果(北海道分)

### 1 平成4年度行政書士試験結果

( ) 内は平成3年度行政書士試験結果

		道全体	札幌会場	函館会場	旭川会場	釧路会場
出願者数		1508人 (1291)	1050人 (856)	101人 (87)	194人 (207)	163人 (141)
受験者数	一般常識・法令(A)	1283 (1064)	907 (700)	87 (74)	156 (171)	133 (119)
	論述	1275 (1061)	901 (698)	86 (74)	155 (171)	133 (118)
受験率	一般常識・法令	85.1% (82.4)	86.4% (81.8)	86.1% (85.1)	80.4% (82.6)	81.6% (84.4)
	論述	84.5% (82.2)	85.8% (81.5)	85.1% (85.1)	79.9% (82.6)	81.6% (83.7)
合格者数(B)		94人 (102)	78人 (82)	2人 (7)	10人 (6)	4人 (7)
合格率(B/A)		7.3% (9.6)	8.6% (11.7)	2.3% (9.5)	6.4% (3.5)	3.0% (5.9)

### 2 過去4年の行政書士試験結果

	出願者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
昭和63年度	994人	828人	83.3%	93人	11.2%
平成元年度	1040	869	83.6	84	9.7
平成2年度	1191	984	82.6	73	7.4
平成3年度	1291	1064	82.4	102	9.6

### 3 その他

- (1) 試験実施日 平成4年10月25日(日)
- (2) 試験地 札幌市、函館市、旭川市及び釧路市
- (3) 試験科目 一般常識・法令試験及び論述試験
- (4) 合格発表日 平成5年1月12日(火)

## 役員の交替について

このことについて平成5年1月28日付で下記のとおり異動がありましたので、お知らせします。

職 氏 名	分 掌	備 考
会長 日向寺正幸	経理担当副会長代行	
副会長 五十嵐一寿	総務及び監察担当	(経理担当を解く)
業務研修部長 中川 宏熙	総務部長 (兼)業務研修部長	
副会長 後平 邦彰	辞 任	
総務部長 阿部 力男	辞 任	

## 事務局、土曜閉局のお知らせ

労働時間の短縮は社会的趨勢となっており、昨年4月から国の各機関が、また道、札幌市等地方自治体においても土曜閉庁を実施されるに至りました。

この社会情勢に鑑み本会においても事務局の土

曜閉局を検討して参りましたが、さる平成5年1月9日開催の第3回理事会において審議しました結果、全会一致をもって本会事務局の土曜閉局について承認され、きたる平成5年4月1日から実施致すことと決定しましたのでお知らせ致します。

なお、緊急連絡の時は下記に電話連絡して下さいよう申し添えます。

事務局長宅 011 (791) 0248

事務局次長宅 011 (781) 3728

## 平成4年の業務に係る

## 年計報告の提出について

平成4年の業務に係る「年計報告」の用紙を1月号会報に同封してあります。提出期限は3月31日でありますので、必ず提出して下さい。ただし、平成4年中に入会した会員は報告を要しません。

## お知らせ

### 札幌支部長代行に 早坂剋弘副支部長

平成5年2月2日付で、宇野雄一郎札幌支部長が一身上の都合により辞任され、早坂剋弘副支部長が同日付で、札幌支部長代行となりましたので、お知らせします。

### 事務所移転のお知らせ

1月29日から函館支部事務所を下記に移転しましたので、お知らせ致します。

記

移転先

〒040 函館市千歳町21番13号 とうほう 桐朋会館1F  
電話 0138(22)0736 番  
FAX 0138(22)0736 番

## 会費の納入についてのお願い

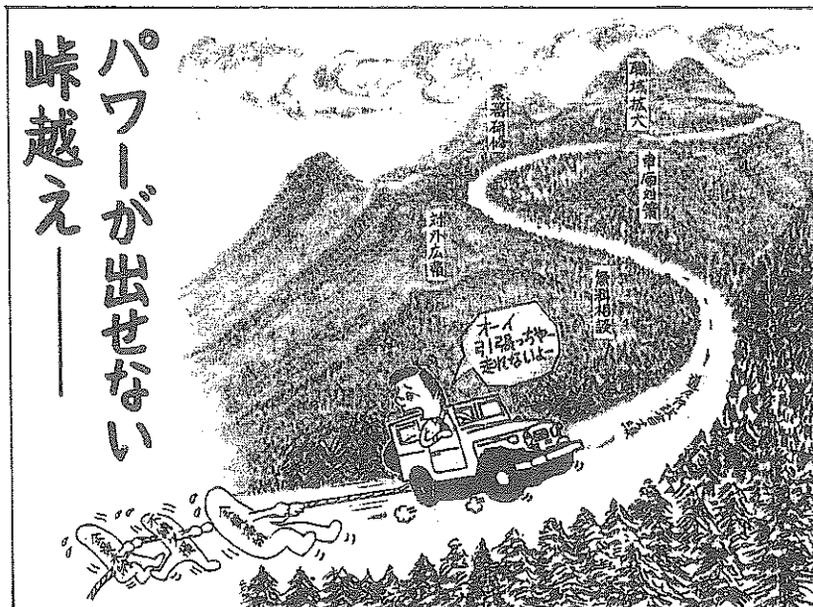
…経 理 部…

平成4年度第4期分(5年1月～3月)の会費納入期限は5年1月末日となっており、すでに納入期限が過ぎております。未納の方は至急納入されますようお願い致します。

ついでに、長期滞納者のうち、所在不明会員については、日行連の「所在不明会員の措置要領」により、登録抹消及び会費納入の対象会員除外報告を日行連へ3名提出しておりましたところ、3月11日付で、行政書士法第7条第2項に基づき登録抹消になった旨、通知がありました。

また、強制執行(差押え)の申立を9月2日に1名おこない、更に、内容証明による催告を8名に送付するとともに、そのうち全く誠意の認められない会員4名に対して、支払命令書を管轄簡易裁判所に提出しました。

なお、会費は会の存立を支える重要な資金でありますので、今後とも滞納整理の促進に努めますから、会員皆様のご協力をお願い致します。



パワーが出せない  
峠越え

## ＝ 本会の主要行事 ＝

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
4. 12. 10	行政書士登録調査委員会	15:00～17:30	本会会議室
4. 12. 15	行政書士登録調査委員会	15:00～17:30	同 上
4. 12. 21	車庫証明業務打合せ	15:00～17:00	同 上
4. 12. 24	第2回正副会長会	13:00～18:00	同 上
4. 12. 25	行政書士登録調査委員会	10:00～12:30	同 上
”	官公署等年末挨拶回り	9:30～10:30	
4. 12. 29 5. 1. 3	年末年始休日		
5. 1. 4	新年仕事始め		
5. 1. 8	正副会長・官公署等新年挨拶回り	11:00～12:20	
”	第3回正副会長会	13:00～19:00	エルム会館
”	臨時監査	13:00～17:00	本会会議室
5. 1. 9	第3回常任理事会	10:00～12:00	エルム会館
”	第3回理事会	13:00～17:00	同 上
5. 1. 10	第3回支部長会	10:00～17:00	かでの2・7 920号会議室
5. 1. 13	行政書士登録調査委員会	13:00～15:30	本会会議室
5. 1. 14	第3回綱紀委員会	13:00～17:30	同 上
5. 1. 18	第4回理事会	13:00～17:00	ホテルアカシヤ
5. 1. 28	第4回正副会長会	13:00～17:00	雪印健保会館
5. 2. 16	行政書士登録調査委員会	13:00～17:00	本会会議室
5. 2. 18	第2回総務部会	13:00～17:00	同 上
5. 2. 23	第3回経理部会	13:00～16:00	同 上
5. 2. 26	車庫証明対策委員会	13:00～18:30	同 上
5. 3. 5	行政手続法研究委員会	13:30～16:30	同 上
5. 3. 12	行政書士登録調査委員会	13:00～17:00	同 上

## ＝ 支部のうごき ＝

……支部研修会開催状況……

注：（ ）は通知人員

支部	開 催 年 月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 者 講 数	研 修 種 別
札幌	5. 1. 22	かでの2・7 510研修室	・行政書士事務所の経 理と税務申告	税 理 士 秋元 光一	(592) 47	一般

支部	開催年月日	場所	研修科目	講師	受講者数	研修種別
函館	4. 12. 21	函館市役所会議室	・函館市関係の指名願の作成について	函館市理財部調度課 主 査 中村 幸悦	(142) 21	一般
	5. 2. 6	パークホテル	・貨物自動車運送事業許可申請について	札幌支部 総務部長 葛西 彰	(142) 22	〃
旭川	4. 10. 17	びふか温泉	・相続と税金	旭川支部 会 員 川村 茂樹	(24) 12	一般
	4. 11. 20	旭川市 神楽福祉センター	・商法(会社法の基礎知識)	弁 護 士 岡部 信之	(127) 12	〃
	4. 12. 4	旭川市勤労者福祉会館	・戸籍と住民基本台帳法の実務	旭川市市民課 課長補佐 前田 路市 主 査 池田 駿一 " 金山 紘一 " 福地 英夫	(127) 14	〃
	5. 2. 6 7	天人峽グランドホテル	・民 法(相続)	本会会長 日向寺正幸	(127) 24	〃
留 萌	5. 2. 20	消費生活センター	・商法改正に伴う株式会社・有限会社の設立、組織変更(Ⅲ)	留萌支部 支 部 長 捻金 昭二	(18) 9	一般
宗 谷	5. 1. 19	稚内海員会館 2 F	・行政手続法について ・報酬額の運用要領について	宗谷支部長 川村 大陸	(15) 8	一般
	5. 2. 11	同 上	・車庫証明業務の申請について ・自動車の登録・変更手続申請について ・自動車税等の申請について	宗谷支部監事・本会理事 熊谷 陽一	(15) 8	〃
	5. 2. 25	ハローワーク稚内 2 F会議室	・障害者雇用継続助成金制度について ・地域雇用開発助成金制度について ・特定求職者雇用開発助成金について ・その他	稚内公共職業安定所 地域雇用開発担当 阿部 政道	(15) 7	〃
室 蘭	5. 1. 23	北 海 ホ テ ル	・地縁団体法人化の業務について	室蘭支部副支部長 柴田 政夫	(49) 18	一般
苫小牧	4. 11. 21	苫小牧市文化会館	・行政手続法の解説	行政手続法研究委員 板垣 俊夫	(41) 10	一般
日 高 (3支部合同研修会)	4. 9. 6 7	ホテル い ず み	・日行連の動静と本会の現状 ・行政書士取扱業務の着眼点	本 会 長 後平 邦彰 副 会 長 室蘭支部 副支部長 柴田 政夫	(22) 8	一般
	4. 9. 10	日高合同庁舎 301号会議室	・農地法第3,4,5条許可申請の事務処理について	日高支庁農業振興部農務課 農地係長 小野 信一	(22) 17	〃
十 勝	4. 12. 12	帯広百年記念館	・相続手続について	十勝支部副支部長 瀬尾 肇仁	(130) 24	一般
	5. 2. 1	同 上	・自動車登録について	帯広陸運支局 登 録 官 松浦 悦子	(126) 8	〃
	5. 3. 5	帯広百年記念館	・産業廃棄物処理業について	帯広保健所 公害係長 佐藤 文紀	(126) 24	〃
釧 路	5. 2. 27	釧路市厚生年金福祉 会館	・登録・変更手続について	釧路陸運支局 登録課長 志村 憲正	(57) 15	一般

# 平成3年年計報告の分析結果

…総務部…

平成3年の年計報告は、会員の皆さんの御理解と御協力によって提出率は91.4%となりました。昭和62年からやや下降気味でありました提出率が、今年は御蔭様で向上することが出来ましたが、今後とも一層の御協力をお願いします。

昭和62年から平成3年までの年計報告提出状況

年区分	提出該当者数	提出者数	提出率
62	1,442	1,285	89.1
63	1,438	1,313	91.2
元	1,405	1,281	91.2
2	1,365	1,189	87.1
3	1,370	1,252	91.4

## 平成3年年計報告提出者状況調べ

区分	提出義務者	提出者					業務のあった人				業務のなかった人			
		専業	兼業	計A	提出率	前年度提出率	専業	兼業	計B	割合B/A	専業	兼業	計C	割合C/A
札幌	人 531	人 198	人 269	人 467	% 87.9	% 82.8	人 152	人 196	人 348	% 74.5	人 46	人 73	人 119	% 25.5
函館	134	58	66	124	92.5	88.2	47	53	100	80.6	11	13	24	19.4
小樽	61	20	38	58	95.1	90.3	18	32	50	86.2	2	6	8	13.8
空知	98	38	52	90	91.8	89.9	31	49	80	88.9	7	3	10	11.1
旭川	119	55	57	112	94.1	90.7	39	48	87	77.7	16	9	25	22.3
留萌	17	10	7	17	100.0	100.0	10	7	17	100.0	0	0	0	0
宗谷	11	5	6	11	100.0	100.0	2	4	6	54.5	3	2	5	45.5
網走	102	37	58	95	93.1	85.9	32	50	82	86.3	5	8	13	13.7
室蘭	48	23	24	47	97.9	93.8	21	21	42	89.4	2	3	5	10.6
苫小牧	39	15	22	37	94.9	92.9	14	17	31	83.8	1	5	6	16.2
日高	20	10	9	19	95.0	100.0	10	9	19	100.0	0	0	0	0
十勝	115	38	71	109	94.8	91.6	32	58	90	82.6	6	13	19	17.4
釧路	57	24	26	50	87.7	85.2	22	20	42	84.0	2	6	8	16.0
根室	18	8	8	16	88.9	76.5	3	4	7	43.8	5	4	9	56.2
合計	1,370	539	713	1,252	91.4	87.1	433	568	1,001	80.0	106	145	251	20.0

# 平成3年年計報告集計表 (専 業 者)

単位千円

業務 区分	業 務 区 分																		支 部 別 の 件 数 率	支 部 別 の 報 酬 率
	運 輸 交 通		建 設 ・ 土 木		風 俗 ・ 衛 生		民 事		農 地		経 理		勞 務		そ の 他		合 計			
	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額		
支部名	件	額	件	額	件	額	件	額	件	額	件	額	件	額	件	額	件	額	%	%
札幌	328,847	631,758	2,933	142,617	245	6,816	2,950	82,526	166	3,756	1,927	66,223	5,674	129,377	59,236	48,236	399,976	1,111,509	48.1	47.1
函館	40,519	31,555	1,018	39,881	21	581	617	17,471	301	8,879	278	5,568	1,049	76,502	285	6,955	44,088	187,392	5.3	7.5
小樽	149	922	525	14,078	2	149	155	4,624	11	420	878	15,370	1,238	24,768	148	3,128	3,106	63,459	0.4	0.7
空知	11,239	33,949	453	32,206	0	0	368	5,816	262	9,881	828	30,148	29	901	177	5,301	13,356	118,202	1.6	0.9
旭川	7,924	18,400	601	29,551	13	267	843	11,975	196	4,237	693	17,310	482	8,444	542	4,494	11,294	94,678	1.4	1.0
留萌	43	1,047	277	7,749	5	98	856	6,876	105	3,896	129	5,596	22	225	316	1,682	1,753	27,169	0.2	0.2
宗谷	336	1,139	6	319	0	0	25	394	0	0	20	2,081	0	0	1	5	388	3,938	0.0	0.1
網走	15,321	27,435	744	36,164	10	205	633	12,061	235	5,007	1,132	40,650	103	1,843	162	3,796	18,340	127,161	2.2	2.8
室蘭	74,761	91,796	287	8,794	21	283	181	3,435	38	807	36	770	72	629	102	714	75,498	107,228	9.1	9.3
苫小牧	2,322	9,411	830	19,550	9	392	37	1,469	9	319	73	5,342	8	40	64	1,572	3,352	38,095	0.4	0.3
日高	310	1,746	6	120	0	0	71	591	147	3,919	29	428	25	187	56	505	644	7,496	0.1	0.1
十勝	102,331	94,302	864	31,132	13	385	218	3,250	348	8,499	376	10,772	1,357	10,296	1,696	7,859	107,203	166,495	12.9	12.7
釧路	150,212	131,808	418	13,050	13	295	223	4,567	43	740	326	13,408	579	11,237	205	1,884	152,019	176,989	18.3	17.2
根室	23	147	18	591	6	183	35	455	7	243	0	0	0	0	11	27	98	1,646	0.0	0.1
計	732,337	1,075,415	8,978	375,802	358	9,654	7,212	155,510	1,868	50,603	6,725	213,666	10,638	264,649	63,001	86,158	831,117	2,231,457	100.0	100.0
業務別の率 %	88.1	48.2	1.1	16.8	0.0	0.4	0.9	7.0	0.2	2.3	0.8	9.6	1.3	11.8	7.6	3.9	100.0	100.0		
前年の業務別の率 %	89.4	52.7	0.8	13.6	0.1	0.4	0.8	6.2	0.2	2.1	0.7	9.5	1.9	11.5	6.1	4.0	100.0	100.0		

# 平成3年年計報告集計表 (兼 業 者)

単位千円

業務 区分	業 務 区 分																		支 部 別 の 件 数 率	支 部 別 の 報 酬 率
	運 輸 交 通		建 設 ・ 土 木		風 俗 ・ 衛 生		民 事		農 地		経 理		勞 務		そ の 他		合 計			
	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額		
支部名	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	%	%
札幌	9,199	52,543	3,552	136,345	65	1,824	1,653	58,721	440	9,447	1,693	117,262	3,604	88,553	1,033	29,739	21,244	494,434	26.1	27.0
函館	3,484	10,235	699	22,772	10	1,097	936	18,360	398	8,351	203	6,049	93	2,680	267	1,546	6,090	71,090	7.5	7.6
小樽	85	458	759	52,905	4	204	143	6,439	95	3,262	1,746	39,772	322	9,223	74	1,223	3,228	113,486	4.0	3.9
空知	15,474	34,925	3,197	46,355	4	240	377	4,244	1,121	31,720	144	20,376	66	3,523	129	6,994	20,512	148,377	25.2	24.7
旭川	4,030	20,600	972	28,262	60	6,140	493	12,415	797	14,126	294	20,180	246	6,105	304	2,908	7,196	110,736	8.9	9.0
留萌	79	503	33	2,189	0	0	259	4,411	13	278	145	27,006	0	0	268	1,521	347	35,908	1.0	0.8
宗谷	3,985	8,097	759	19,335	0	0	2	85	1	5	4	105	79	665	6	28	4,836	28,320	5.9	6.2
網走	663	3,234	864	37,953	2	43	800	6,663	517	12,548	403	39,516	530	7,956	168	4,240	3,947	112,153	4.9	5.0
室蘭	750	3,542	363	10,497	4	206	160	3,672	65	876	59	2,012	24	284	7	33	1,432	21,122	1.8	1.5
苫小牧	59	563	670	26,477	3	43	92	3,255	1	17	316	20,051	447	44,073	62	1,460	1,650	95,944	2.0	1.5
日高	55	316	465	13,287	0	0	416	6,072	188	5,902	1	60	2	10	1	8	1,128	25,655	1.4	1.5
十勝	190	1,552	1,783	60,964	412	821	442	10,053	580	10,898	274	9,673	1,140	30,890	152	959	4,973	125,810	6.1	6.0
釧路	2,583	6,329	289	6,154	46	1,286	553	7,898	34	799	67	1,879	374	5,351	61	899	4,007	30,593	4.9	5.0
根室	11	111	59	2,842	1	20	8	216	3	18	74	1,680	8	436	65	736	229	6,059	0.3	0.3
計	40,647	143,008	14,514	466,337	611	11,924	6,339	142,504	4,253	96,247	5,423	305,621	6,935	199,754	2,597	52,294	81,319	1,419,689	100.0	100.0
業務別の率 %	50.0	10.1	17.8	32.8	0.8	0.9	7.8	10.0	5.2	6.9	6.7	21.5	8.5	14.1	3.2	3.7	100.0	100.0		
前年の業務別の率 %	52.5	11.1	13.5	30.3	0.3	0.4	8.9	11.0	5.4	8.0	6.6	20.6	9.1	15.9	3.7	2.7	100.0	100.0		

# 平成3年年計報告集計表 (合 計)

単位千円

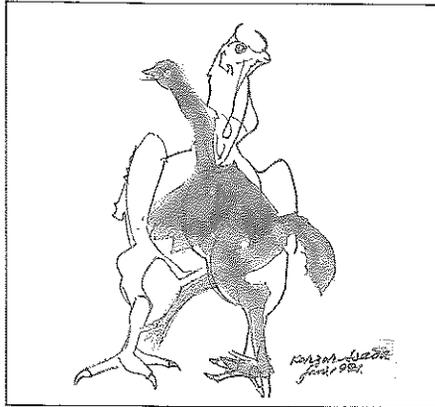
業務 区分	業 務 区 分																		支 部 別 の 件 数 率	支 部 別 の 報 酬 率
	運 輸 交 通		建 設 ・ 土 木		風 俗 ・ 衛 生		民 事		農 地		経 理		勞 務		そ の 他		合 計			
	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額		
支部名	件 数	件 額	件 数	件 額	件 数	件 額	件 数	件 額	件 数	件 額	件 数	件 額	件 数	件 額	件 数	件 額	件 数	件 額	%	%
札幌	336,046	684,301	6,485	278,962	310	8,640	4,608	141,247	606	13,203	3,620	183,485	9,278	218,130	60,269	77,975	421,222	605,943	46.2	45.4
函館	44,003	41,790	1,717	62,653	31	1,678	1,553	35,831	699	17,230	481	11,617	1,142	79,182	552	8,501	50,178	258,482	5.5	7.6
小樽	234	1,380	1,284	66,983	6	353	298	11,063	106	3,682	2,624	55,142	1,560	33,991	222	4,351	6,334	176,945	0.7	0.9
空知	26,713	68,874	3,650	78,561	4	240	745	10,060	1,383	41,601	972	50,524	95	4,424	306	12,295	33,868	266,579	3.7	2.8
旭川	11,954	39,000	1,573	57,813	73	6,407	1,336	24,390	993	18,363	987	37,490	728	14,549	846	7,402	18,490	205,414	2.0	1.7
留萌	122	1,550	360	9,938	5	98	1,115	11,287	118	4,174	274	32,602	22	225	584	3,203	2,600	63,077	0.3	0.3
宗谷	4,321	9,236	765	19,654	0	0	27	479	1	5	24	2,186	79	665	7	33	5,224	32,258	0.6	0.5
網走	15,984	30,669	1,608	74,117	12	248	1,433	13,724	752	17,555	1,535	80,166	633	9,799	330	8,036	22,287	239,314	2.4	3.0
室蘭	75,511	96,338	650	19,291	25	489	341	7,107	103	1,683	95	2,782	96	913	109	747	76,930	128,350	8.4	8.7
苫小牧	2,381	9,974	1,500	46,027	12	435	129	4,724	10	336	389	25,393	455	44,118	126	3,032	5,002	134,039	0.6	0.4
日高	365	2,062	471	13,407	0	0	487	6,663	335	9,821	30	488	27	197	57	513	1,772	33,151	0.2	0.2
十勝	102,521	95,854	2,647	92,096	425	1,206	660	13,303	928	19,397	650	20,445	2,497	41,186	1,848	8,818	112,176	292,305	12.3	12.2
釧路	152,795	138,137	707	19,204	39	1,581	776	12,465	77	1,539	393	15,287	953	16,588	266	2,783	156,026	207,584	17.1	16.2
根室	34	258	75	3,433	7	203	43	671	10	261	74	1,680	8	436	76	763	327	7,705	0.0	0.1
計	772,984	1,218,423	23,492	842,139	969	21,578	13,551	298,014	6,121	148,850	12,148	519,287	17,573	464,403	65,598	138,452	912,436	3,651,146	100.0	100.0
業務別の率%	84.7	33.4	2.6	23.1	0.1	0.6	1.5	8.1	0.7	4.1	1.3	14.2	1.9	12.7	7.2	3.8	100.0	100.0		
前年の業務別の率%	86.4	37.3	1.8	19.8	0.1	0.4	1.4	8.0	0.6	4.3	1.2	13.6	2.5	13.1	6.0	3.5	100.0	100.0		

車庫証明業務調

区分	元年			2年			3年			比較(3年-2年)			1件あたりの報酬額		
	取扱人数	件数	報酬額	取扱人数	件数	報酬額	取扱人数	件数	報酬額	取扱人数	件数	報酬額	元年	2年	3年
札幌	46	20,476	94,204,149	49	29,550	136,181,624	45	30,043	143,208,986	△4	493	7,027,362	4,601	4,609	4,767
函館	23	20,058	14,643,072	22	29,240	19,084,450	21	9,379	18,643,319	△1	△19,861	△441,131	730	653	1,988
小樽	6	228	1,300,850	8	216	1,206,268	8	216	1,279,486	0	0	73,218	5,705	5,585	5,924
空知	15	2,415	10,791,097	14	3,452	16,080,674	12	5,522	25,584,452	△2	2,070	9,503,778	4,468	4,658	※4,633
旭川	20	3,895	20,065,410	25	4,950	25,252,616	24	6,108	28,846,154	△1	1,158	3,593,538	5,152	5,102	※4,723
留萌	5	102	598,975	7	110	895,283	7	106	681,978	0	△4	△213,305	5,872	8,139	※6,434
宗谷	4	1,848	3,975,800	4	4,359	7,825,020	4	4,309	9,156,530	0	△50	1,331,510	2,151	1,795	2,125
網走	28	2,126	6,798,250	22	2,083	6,248,038	27	2,487	9,003,623	5	404	2,755,585	3,198	3,000	3,620
室蘭	12	2,052	13,076,114	10	2,297	16,256,457	9	2,527	17,480,525	△1	230	1,224,068	6,372	7,077	※6,918
苫小牧	8	468	2,022,300	9	838	4,182,000	8	1,583	8,825,512	△1	745	4,643,512	4,321	4,990	5,575
日高	4	261	1,282,744	5	260	1,277,520	7	83	472,940	2	△177	△804,580	4,915	4,914	5,698
十勝	16	34,718	34,134,890	15	32,112	32,619,250	20	29,008	29,715,978	5	△3,104	△2,903,272	983	1,016	1,024
釧路	14	5,483	12,304,660	15	6,813	15,356,150	13	7,156	17,080,353	△2	343	1,724,203	2,244	2,254	2,387
根室	4	29	196,000	5	38	246,100	4	29	238,000	△1	△9	△8,100	6,759	6,476	8,207
合計	205	94,159	215,394,311	210	116,318	282,711,450	209	98,556	310,217,836	△1	△17,762	27,506,386	2,288	2,431	3,148

(※前年対比減)

## 表紙のこぼ



今月号はエトに因み鶏を画くことにした。自宅からさほど遠くない友人の農家で養鶏を営んでいるのを想い出し散歩の足をはしたのだが十年余のうちに付近の風景も都市化の波に押され、郊外農家のたたずまいは昔の面影を一変させ放し飼いされていた筈の鶏の姿はどこにも見当らなかった。諦めて帰途についた民家の庭先で、今では珍しくなった軍鶏(しゃも)の腕合のシーンを捕えることが出来た。生き物は動きが激しく瞬時の描写が困難であるが斗鶏の感じが伝われば幸いである。  
(朝田 廣三)

## 編集後記



- ▶「春めく」…俳句の季語では、春らしくなるということだそうだが立春以来春だという意識があっても、余寒厳しく草木も枯色でいる間は春をはっきり感ずることはない。
- ▶道路の安全対策が不備のままスタッドレスタイヤ装着に踏切った都市の交叉点の路面はまさにス

## 総会日程について お知らせ

平成5年度 定 時 総 会  
と き 平成5年5月28日(金)  
と ころ ホテル アカシヤ  
電 話 011(521)5211  
札幌市中央区南12条西1丁目西向

## ご せ い 去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏 名	死亡年月日
札幌	2,145	細木 馨	4.12.7
旭川	1,402	佐々木壽男	4.12.22
札幌	3,457	井上 志郎	4.12.29
札幌	3,200	小田 喜一	5.1.20
釧路	723	佐藤 猛	5.2.1
札幌	1,655	柏原 哲夫	5.2.10
旭川	3,509	氏家 則雄	5.3.5

ケートリンクのようなツルツル状態。

- ▶過日、私達のグループが催したゼミは、多少主旨が違っていた様に思えたが世相を反映して市民の関心を高めたものと思われる。「行政書士会はこんなこともするの?」、テレビ、ラジオ、新聞等で幅広く報道され「行政書士ここにあり」で、私達の存在価値をPRする快挙であったと思われるが如何でしょうか。

(朝田 廣三)

'93.3. 第195号 平成5年3月25日 発行

発行人 日向寺 正 幸  
編集人 坂 下 尊  
発行所 北海道行政書士会  
印刷所 (有)酒井印刷所  
札幌市中央区南3条西1丁目

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモトビル2階  
TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138  
郵便番号 060  
北海道拓殖銀行札幌南支店(普570344)  
取引銀行 北海道銀行本店(当19116)  
北 洋 銀 行 本 店(普0742651)  
札 幌 銀 行 本 店(普389444)  
振替口座 小 樽3-8224番